

情報障がい者への支援と 差別解消法

堺市立健康福祉プラザ
視覚・聴覚障害者センター
原田敦史

見えない人が「がん」になるということ

見えない状態で、大きな病になった場合
どのように情報を集めることができるで
しょうか。

家族？知人？病院のスタッフ？
インターネット？
テレビ？ラジオ？
点字の本？録音された本？

情報を集めようとしたが

本屋に行けば、いいものかどうかは別として
「がん」に関する情報はすぐに目に入って
きます。けれども点字や音声では限られた
情報しかありませんでした。とくに一番
知りたい最新の情報はほぼ自分で確認する
ことができませんでした。

実はこの経験が、国がんと連携に・・・

視覚障害者に医療情報をとということで、
国がんと協定を結び、国がんの資料の音訳化
点訳化がスタートしたのです。

ここには「情報保障」がされていないと
いう強い思いがありました。

情報を制限されている、自分は必要な
情報をどこからも入手できず、差別を受けて
いるように、感じたこともあったのではない
でしょうか。

ここから差別解消法の話です。

正式な名称は・・・

障害を理由とする
差別の解消の推進に
関する法律

2016年4月施行

制定の経緯

2006年12月 障害者権利条約(国連)
→障害者の権利に関する条約

その中に・・・

第三条 一般原則 ・・・差別されないこと・・・

第四条 一般的義務 ・・・障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

・・・個人、団体又は民間企業による障害を理由とする差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

障害者権利条約批准のために・・・

2011年8月 障害者基本法の改正

2012年6月 障害者総合支援法の成立

2013年6月 障害者差別解消法の成立
障害者雇用促進法の改正

2014年1月 障害者権利条約を批准

で、障害者差別解消法ってどんな法律？

• 大きく3つ

- 1 障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない
- 2 社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること
- 3 国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないこと

「障害者」って



- 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。



- 障害者手帳保持者に限定していない
- 様々な不利は社会の仕組み(社会的障壁)に原因があるという社会モデルの考え方



社会モデルの考え方



- 「ろう者が講座に出たいが手話通訳がない」
主催者が多様な参加者を想定していないことが問題なのだから、手話通訳は「本来、用意すべきこと」であり、ろう者が主催者にそれを求めるのは当然の権利と考える。
- 「車いすを使って階段を上げずに電車に乗れない」
エレベーターがないという障壁のためであり、エレベーターが設置されていれば、1人で2階に行けるので障害を感じなくなります。
- 「一人で外出できない障害者」
ヘルパー利用など、社会サービスが充実していれば、障害を感じることなく外出することができます



では、差別とは・・・

- 障害者権利条約では・・・
「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

差別の具体例

- 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること、また、身体障害者補助犬の同伴を理由にサービスの提供を拒否すること
- 正当な理由なく、対応を後回しにすること
- 家族や支援者・介助者の同伴をサービス提供の条件とすること

差別は×

差別しないために・・・

- 合理的配慮の提供を。
「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者権利条約第2条)

医療現場での対応は？

- 厚生労働省の事業者向けガイドラインによると・・・
医療分野のサービスの提供に当たっては、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図ることが求められることから、事業者は、日頃から、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めるとともに、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するための取組を進めていくことが期待されます。

×

医療事業者とは

- 対象となる医療関係事業者の範囲は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2に規定する医療提供施設（介護老人保健施設等を除く。）の運営事業や、その他の医療分野に関わる事業を行う事業者です。
「医療関係事業者」
 - 病院
 - 診療所
 - 助産所
 - 調剤を実施する薬局 など

合理的配慮の具体例

○物理的環境への配慮

- ・施設内の段差にスロープを渡すこと
- ・エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること

○補助器具・サービスの提供

<情報提供等についての配慮や工夫>

- ・説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化したものを含む。）の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと
- ・身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- ・文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- ・電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行うこと

ここで話を少し変えます。

視覚障害はどのように
情報入手している？できている？
国ガンと協力し
次のような調査を行いました。

研究の目的

特に情報弱者となりがちな視覚障害者に焦点をあて、
疾病の予防的な取り組みと健康医療情報入手に着眼し、
1) 視覚障害者の健康医療情報の入手と健康診断・人間ドック、がん検診受診の実態を探索的に明らかにすること
2) 1が点字図書館や視覚障害者団体からの情報やサービスを利用する人、しない人との間で違いがあるのかどうか

を明らかにすることを目的とする

研究方法

先行調査「プラザ登録者」調査

堺市在住の視覚障害者のうち**下記の会員全数311名**
(同市の視覚障害による手帳保持者の14%)

- + 「堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センター」または同市の障害者団体「特定非営利活動法人堺市視覚障害者福祉協会」の登録者
- + 回収150票 (回収率48.2%)

平成26-28年度 国立がん研究センター研究開発費 がん情報の収集と効果的な活用、そして評価のあり方に関する研究 (26-A-33)
 研究代表者：高山智子

堺市在住の視覚障害者（手帳保持者）のうち、**上記に含まれない人へのサンプリング調査「非登録者」調査**

- + 計492人を抽出し、あて先不明を除く405人を対象
- + 回収154票 (回収率38.0%)

日常情報入手手段



点字図書館の非登録者では音声、点字の利用が極めて少なく、「その他」が圧倒的多数

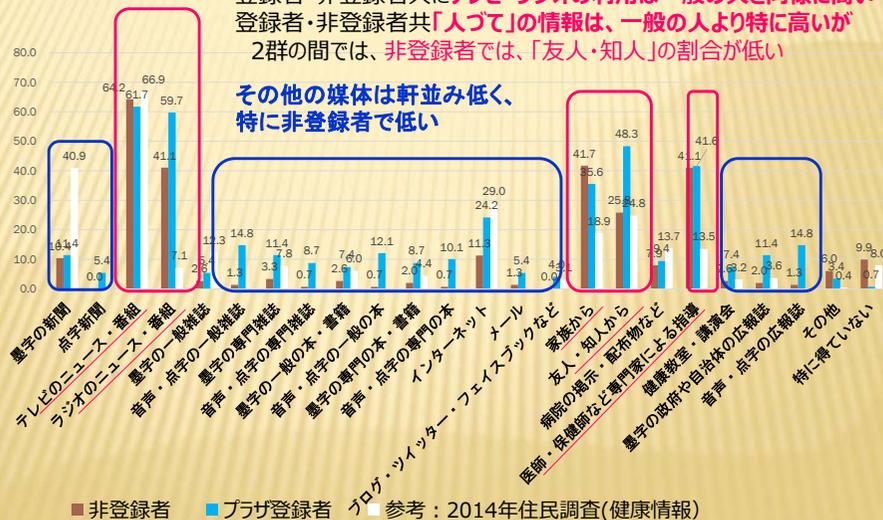
その他の中身はほぼ全てが「テレビ」「ラジオ」「家族・友人・知人」

=自ら能動的に入手できる方法ではなく、受身の情報入手に頼る

ふだんの健康医療情報の入手

登録者・非登録者共に**テレビ・ラジオの利用は一般の人と同様に高い**
 登録者・非登録者共に**「人づて」の情報は、一般の人より特に高い**
 2群の間では、**非登録者では、「友人・知人」の割合が低い**

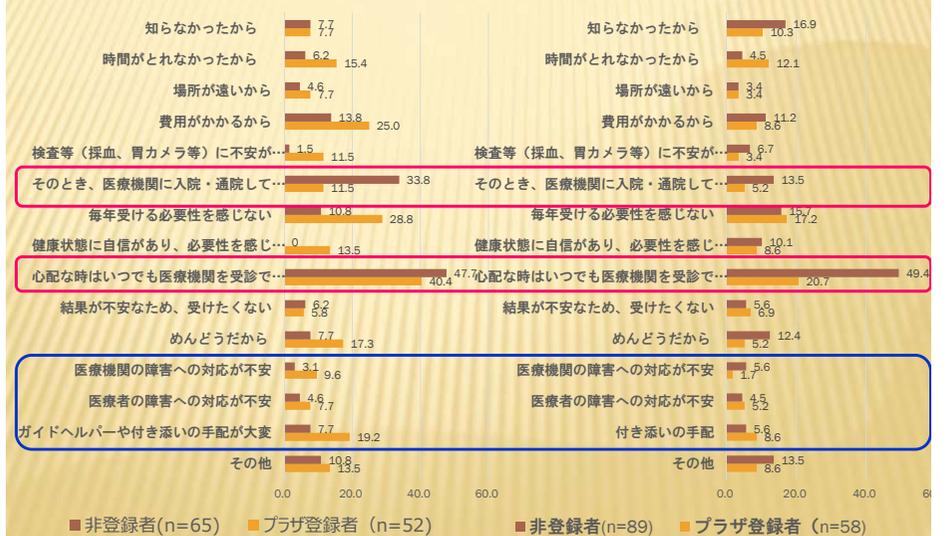
その他の媒体は軒並み低く、特に非登録者で低い



健康診断、がん検診未受診理由

健康診断の未受診理由

がん検診の未受診理由



簡単にまとめると

視覚障害者の活字による情報収集が行いにくい。
医療現場に対して「医療機関が障害に対応してくれない」と思っている。
受診するために「ガイドヘルパーや付き添いの手配が大変だ」と思っている。

そういう困りごとを感じていることを踏まえて・・・

話を戻します。
改めて合理的配慮を見てみましょう。

合理的配慮の具体例

○物理的環境への配慮

- ・施設内の段差にスロープを渡すこと
- ・エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること

○補助器具・サービスの提供

<情報提供等についての配慮や工夫>

- ・説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化したものを含む。）の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと
- ・身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- ・文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- ・電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行うこと

合理的配慮の具体例

<建物や設備についての配慮や工夫>

- ・電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、点字サイン付き手すりの設置、音声ガイドの設置を行うこと
- ・色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配色を工夫すること
- ・トイレ、病室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること
- ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること
- ・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと（息でナースコールができるマルチケアコール、機能障害者用押しボタンなど）

<職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>

- ・個人情報の保護に配慮した上で、施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること

合理的配慮の具体例

- ・必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること
- ・声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるようにマスクを外して話をする
- ・ICT（コンピューター等の情報通信技術）を活用したコミュニケーション機器（データを点字に変換して表示する、音声を文字変換する、表示された絵などを選択することができる機器など）を設置すること

<職員同士での連絡手段の工夫>

- ・外見上、障害者であると分かりづらい患者（聴覚障害の方など）の受付票にその旨が分かる連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫すること
- ・診療の予約時などに、患者から申出があった自身の障害特性などの情報を、スタッフ間で事前に共有すること

合理的配慮をしないと

それは差別です。

意思の表明がむづかしい人は？

- 本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援するものが本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。
- さらに、意思の表明が困難な障害者が支援者等を伴っていない場合で、意思の表明がない場合でも障壁の除去を必要とすれば自主的に取り組むことが望まれます。

事前的改善措置

• 基礎的環境整備

あらかじめ障害者を含むさまざまな利用者が利用できるように、施設・設備・資料・サービス等を整えることをいう。ハードだけでなく研修等による職員の資質の向上も含まれる。



基礎的環境整備の例

不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改善措置については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとされています。

そのうち、バリアフリーに関しては下記のような整備が一例として考えられます。

- 施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること
- トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にすること
- 床をすべりにくくすること
- 階段や表示を見やすく明瞭にすること
- 車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること
- 館内放送・掲示板：電子掲示板・フラッシュライト・音声案内等をつけること
- 駐車場・トイレ：車いすその他の障害者に配慮したものにする

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法」）の施行令第十条から第二十三条で定められた「建築物移動等円滑化基準」や国土交通省の「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」等が参考になる。

でも、どうしてもできない場合

- 過度な負担の基本的な考え方
事務、事業への影響の程度
実現可能性の程度(物理的・技術的制約等)
費用負担の程度
事務、事業規模
財政、財務状況

過度な負担に相当する場合は
対応することができないという形になることもあります。

たとえ、無理だとしても・・・

- 障害者と十分に話し合いをして、過度な負担について説明し、理解を得るように努めること。
- 過度な負担は主観的な判断に委ねられるものではなく、第三者の立場から見ても納得が得られる客観性が必要である。
- 拡大解釈して検討もないまま合理的配慮をしないのは適当ではない。

ご清聴ありがとうございました。